

第2回 西川利用対策会議 資料

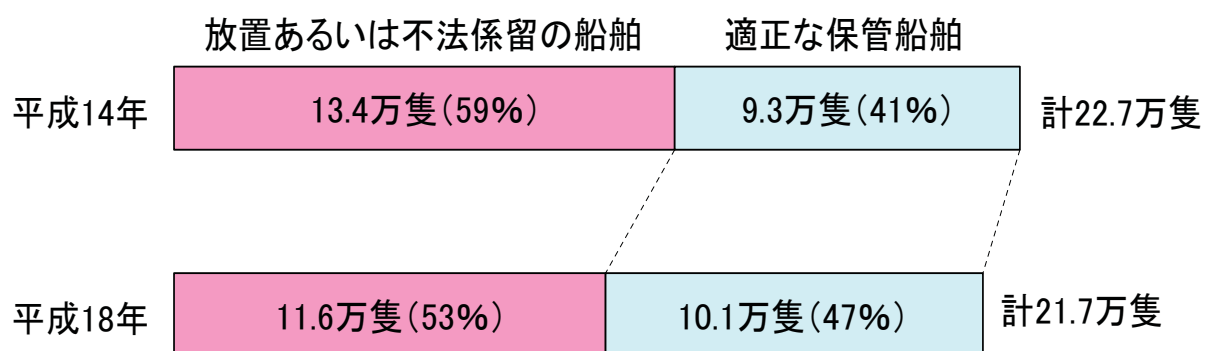
1. 全国にみるプレジャーボートの実態と対策
2. 河川区域での対策事例(先進事例)
3. 平成21年7月24・26日の出水による影響について

平成21年8月26日

遠賀川河川事務所

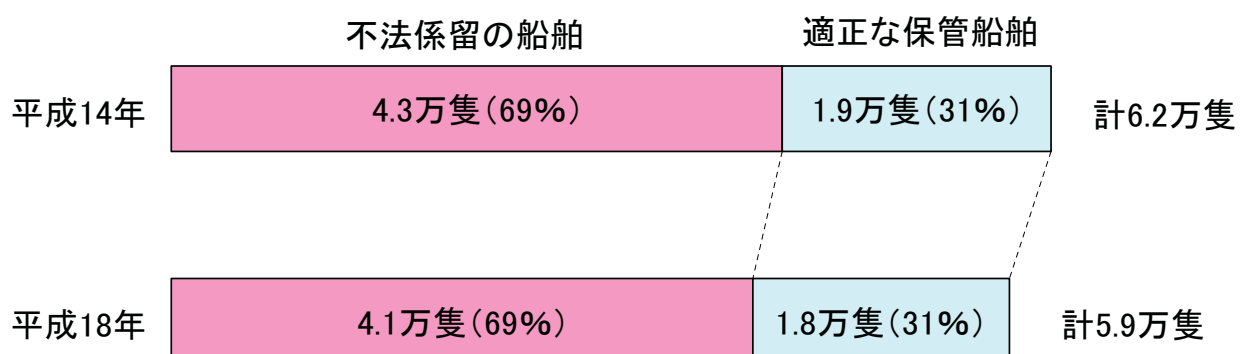
1. 全国にみるプレジャーボートの実態と対応

- ・全国の三水域(河川、港湾、漁港)で確認できるプレジャーボートは、約22万隻。その半数が適切な保管状況にない。
- ・三水域に係留されているプレジャーボートは、四年間(H14→H18)で約1万隻減少。



資料) 平成18年全国プレジャーボート全国実態調査結果より

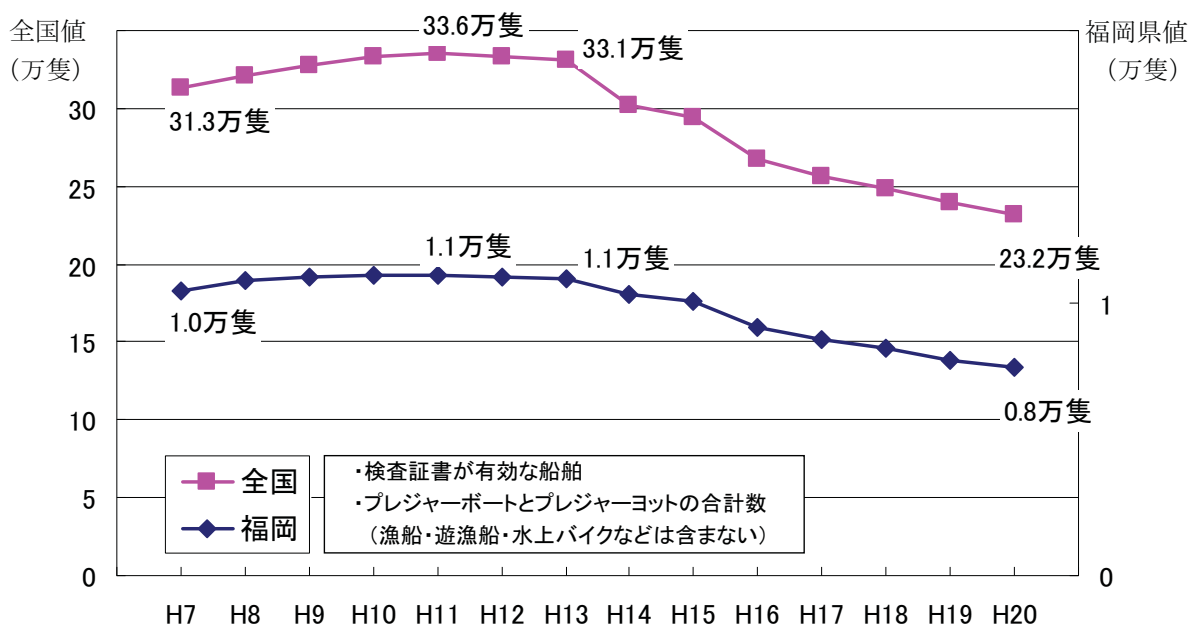
- ・22万隻のうち、河川区域(港湾・漁港との重複区域を含む)には、約6万隻のプレジャーボートが係留され、そのうち約70%が適切な係留ではない。
- ・河川区域でも三水域と同様に四年間でプレジャーボートの総数が減少している。



資料) 平成18年全国プレジャーボート全国実態調査結果より

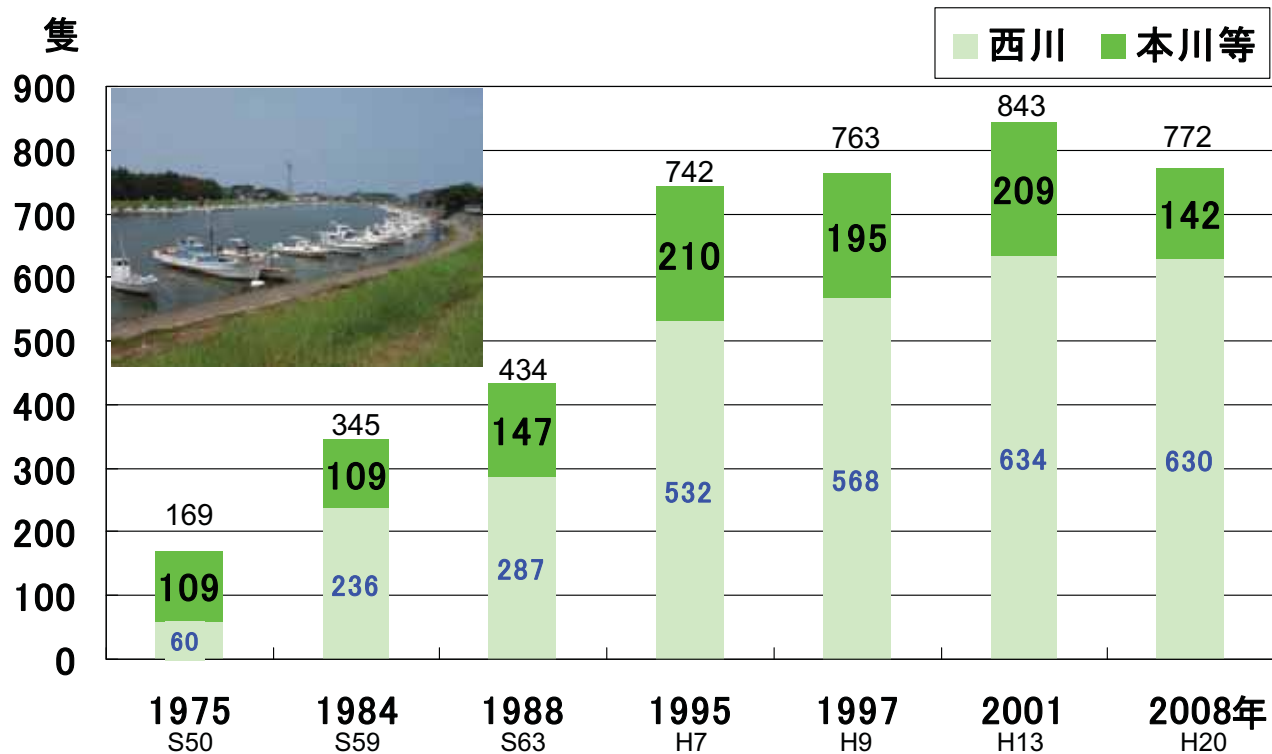
船舶登録からみるプレジャーボートの の在籍船の推移

・全国および福岡県内においても減少傾向にある



資料) 日本小型船舶検査機構・公表値の集計より

遠賀川下流部 (国管理) 係留船舶数 推移



資料) 遠賀川河川事務所資料より

- ・全国の河川区域内の不法係留船のうち、沈船・廃船化している船舶は、全体の6～7%で、増加傾向にある。

平成14年

2580隻

平成18年

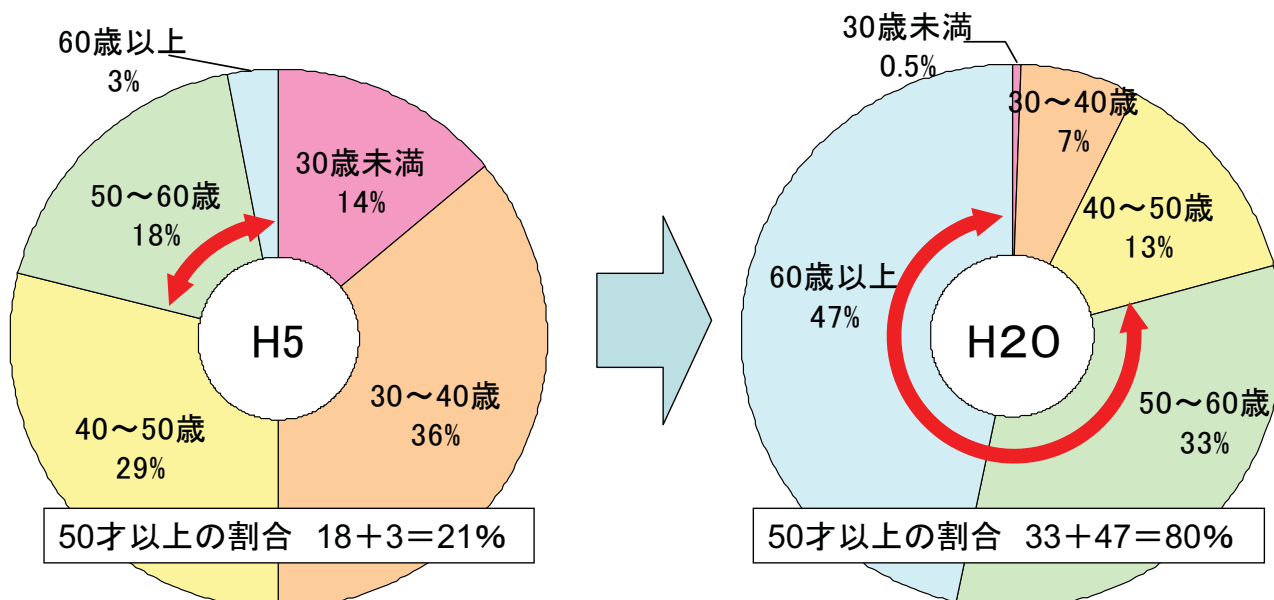
2737隻



資料) 平成18年全国プレジャーボート全国実態調査結果より

プレジャーボート所有者調査から

プレジャーボート所有者調査をみると、所有者の多くが50才以上の中高年となり、以前に比べると高年齢化している。



資料) プレジャーボート対策研究会資料より

- 全国のプレジャーボート実態からの“まとめ”

- ◇ 適正な保管状況にない船舶がまだ多くある。
- ◇ プレジャーボートの全数は減少傾向にある。
- ◇ 適正な保管状況にない船舶の沈船・廃船化が進んでいる。
- ◇ プレジャーボート所有者の高年齢化が進んでいる。

プレジャーボート対策の取り組み

	国土交通省		水産庁
	河川	港湾	漁港
昭和47年度		・公共マリーナ整備の制度化	
昭和62年度			・フィッシャリーナ整備事業の創設
昭和63年度	・河川利用推進事業 (河川マリーナ)の創設		
平成元年度		・プレジャーボートスポット (PBS)整備事業の創設	
平成6年度			・漁業活動に支障のない範囲での受け入れに関する 長官通達
平成7年度	河川法改正 ・簡易代執行制度の創設		
平成8年度		・プレジャーボート保管対策 懇談会最終報告の策定	
平成9年度	河川法改正 ・簡易代執行による撤去船舶の 規定の整備	・「ボートパーク整備事業」 創設	・「漁港高度利用活性化 対策事業」の創設
	・計画的な不法係留船対策の 促進に関する局長通達		

	国土交通省		水産庁
	河川	港湾	漁港
平成10年度	・プレジャーボート係留・保管対策関係省庁連絡会議の設置		
平成12年度		港湾法の改正 ・船舶等の放置の禁止、監督処分規定 の整備に関する法改正	漁港法の改正 ・船舶等の放置の禁止、 監督処分規定の整備 に関する法改正
		・港湾法の一部改正による放置艇対策 推進に関する局長通達	・港漁村活性化対策事業 創設
平成13年度	・小型船舶登録法の成立(平成14年4月施行)		
		・「海覧版～プレジャーボート保管場所情報～」の創設	
平成14年度		・陸上保管主体の施設がボートパーク 整備事業の補助対象に追加	
	・三水域連携による放置艇対策委員会提言		
平成16年度	・小型船舶登録法による登録の完了(平成17年3月末)		
平成17年度	・FRP船リサイクルシステムの確立(平成19年度から全国運用)		
平成18年度		港湾法の一部改正 ・放置等禁止区域の陸域への適用	
	・三水域連携による放置艇対策委員会提言		

河川区域での基本的な対応

◇平成9年度の通達を基本（**年次計画の策定**）
～“規制措置”と“保管能力の向上”の両輪～

規制→河川管理および河川環境上の支障を勘案し、重点的に強制的な撤去措置をはかる。
《**重点的撤去区域**を設定し、年次的に拡大》

保管→治水上支障が少なく、河川環境への問題も少ない場所において**係留施設(恒久・暫定)**を設置(他の水域や陸域施設も含む)



広島県・太田川にみる
重点的撤去区域の指定
(国管理河川・国指定)

新潟県・保倉川における
係留施設
(国管理河川
・国+上越市の設置施設)



プレジャーボート対策での“まとめ”

- ・法律の改正等により、平成9年以降にソフト的な施策が整ってきている。
 - 規制措置の明確化
 - プレジャーボート所有者の特定
- ・河川における施策は、**年次計画を策定し、段階的に実施**していくものとなっている。

2. 河川区域での対策事例（先進事例）

① 新潟県・関川（保倉川）

→国と地元自治体（上越市）との協力により対策を実施した事例

② 東京都・多摩川

→不法係留船を100隻以上撤去し、秩序ある水面を確保している事例

③ 石川県・大野川

→不法係留の船舶所有者が出資し保管施設を設置した事例

④ 広島県・太田川水系

→国と県の三水域（河川・港湾・漁港）が連携して対応した事例



①.新潟県・関川(保倉川 ほくらがわ)

平成8年当時に河川区域内394隻の不法係留船が存在していたが、国と県の河川管理者が、**重点的撤去区域の指定と河川マリーナの設置**(国と市)により平成18年には不法係留船が0隻になった事例



重点的撤去区域の設定

- 第一期重点的撤去区域(国管理区間) 平成12年指定
- 第二期重点的撤去区域(国管理区間) 平成13年指定
- 県管理区間・重点撤去区域 (指定予定)



- 平成7年の出水を受けプレジャーボート対策が始まる
- 平成8年にプレジャーボート対策検討委員会を設立
- 平成11年に三セクのマリーナ会社を設立
- 平成12年に**第一期重点的撤去区域指定**

→指定区域は、沿川住民要望区域(騒音等)、樋門・樋管周辺、および逃げ込む可能性のある本川(関川)



平成7年の出水時の状況



不法係留状況

- 平成13年に**第二期重点的撤去区域指定**
 - 上記以外の国管理区間
- 平成14年に「マリーナ上越」の供用開始
 - (全体事業費 29億円・陸上保管350隻)
- その後、県管理区間の重点的撤去区域の指定



平成8年時には、
不法係留 394隻

平成18年時には、
不法係留 0隻
保管 318隻

マリーナ上越の概要

◇第3セクター運営（主な株主 上越市・地元金融機関・地元企業など）

◇係留費用（20フィート(約6m)の船舶で）

上越市在住 年間 約16万円

上越市以外 年間 約19万円

→上下架料金1回 2,100円(往復料金)



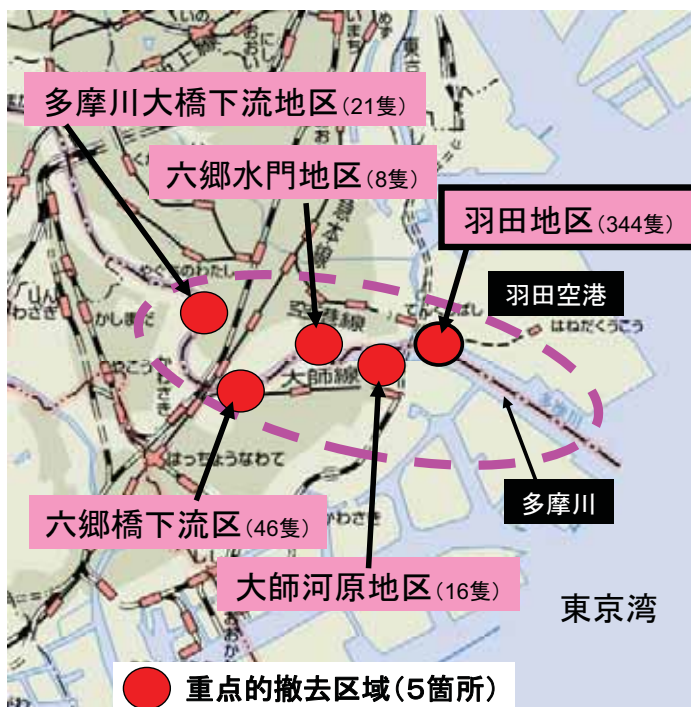
陸上保管 350隻
水面係留 100隻
(一時係留のみ)



②.東京都・多摩川

多摩川では、河口部(約8km)において435隻の不法係留船が係留され、占用許可を得ている船舶(109隻)と**混在し、無秩序な状態**となっていた。(平成18年調べ)

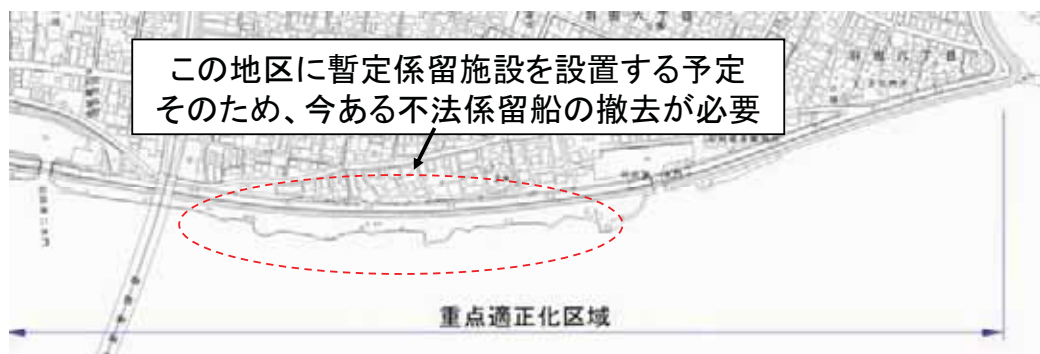
そこで、平成15年に水面利用協議会を設立され、検討が進められた結果、平成18年に不法係留船に関わる計画を策定し、不法係留船が存在する地区を重点的撤去区域に設定し、その中でも**最も不法係留船が多い羽田地区から対策を実施**していった。



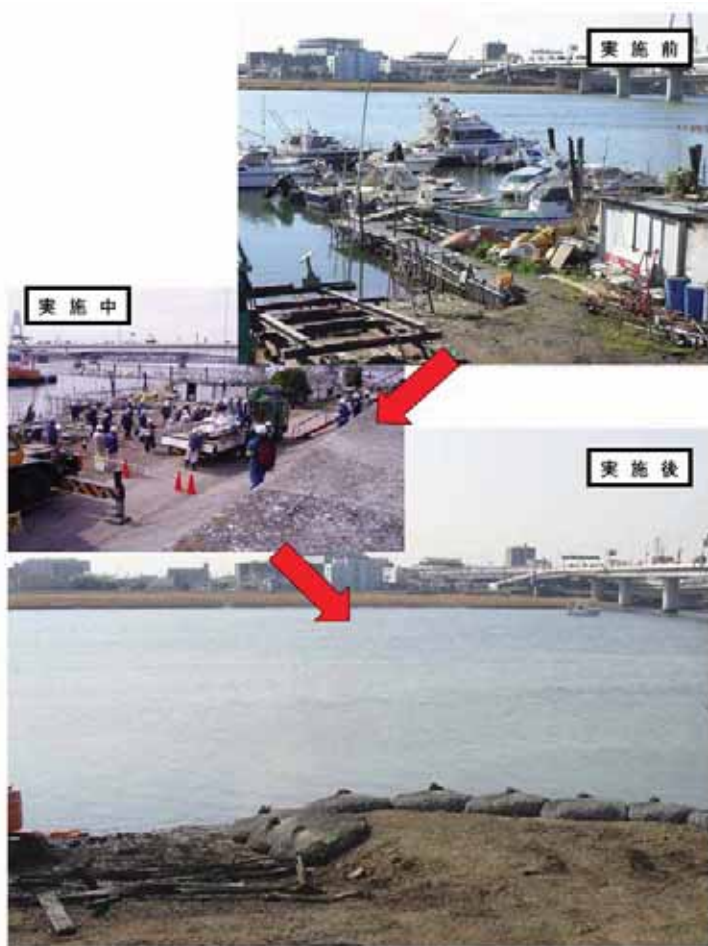
羽田地区全体を重点適正化区域(平成18年)とし、**不法係留船やそれらの棧橋等の撤去によって生み出された空間に暫定係留施設を設置**することとした。

そこで、簡易代執行・行政代執行を実施し、平成21年までに124隻の不法係留船とその関連の棧橋・小屋などを撤去。

- 平成16年 30隻(簡易代執行 なお、平成16年は計画策定前)
- 平成18年 44隻(簡易代執行 なお、この44隻以外に35隻が自主撤去)
- 平成20年 10隻(行政代執行・簡易代執行 8隻 ・ 自主撤去 2隻)
- 平成21年 40隻(行政代執行・簡易代施行 15隻 ・ 自主撤去 25隻)



多摩川・羽田地区における代執行の状況



暫定係留施設は、今後設置していくこととなるが、その整備運営主体は、**(財)日本海洋レジャー安全・振興協会**が行うこととなっている。

この財団は、船舶免許の公的教育機関であり、設置される暫定係留施設を活用して、船舶免許の試験場を設け、航行安全や航行ルールの啓発に努めていくこととしている。

(暫定係留施設 平成18年当時の検討内容)

- ・100隻程度の収容
- ・年間30万円程度の利用料金

※現在では、整備運営会社等の意向を踏まえ検討中

③.石川県・大野川

金沢市街地に隣接する大野川では、約224隻(平成16年)の不法係留船が存在していた。

その解消として既存マリーナの余力活用(80隻)と新規係留施設整備(160隻)の設置を考えていた。

平成20年に新規係留施設のうち100隻の係留施設が整備された。

平成21年現在では、不法係留船は13隻になっている。



- 大野川分水路の水域を活用して係留施設を、**不法係留船所有者ら(43名)**が**共同出資**して整備した。

→係留施設の運営は「ウォーターフロントパーク金沢」で、NPO法人石川県小型船安全協会を中心に、係留していた船所有者らが出資して資本金1300万円で設立された。

- 計画当初は、地元からの反対もあったが、整備後は**にぎわい拠点としての期待**が寄せられている。

- 河川管理者(県)は、この施設の設置を踏まえ、撤去指導をさらに強化

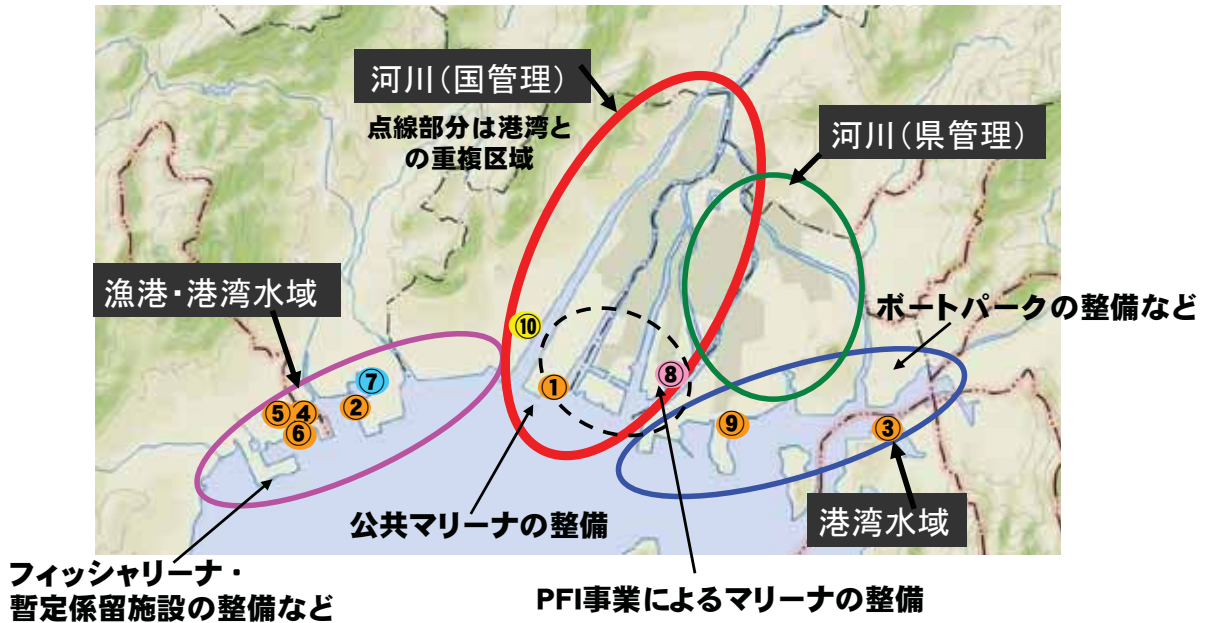
水面と(75隻)陸上(25隻)保管をあわせ
100隻保管
乗船のための棧橋も設置



- 平成18年3月に水面利用協議会設置
- 平成18年9月に**保管施設の設置と規制の両輪**によるプレジャーボート対策の実施計画を策定
- 平成18年9月に保管施設の**整備運営事業者の公募**を開始
- 平成19年3月に**合同会社「ウォーターフロントパーク金沢」**に**整備事業者**を決定(会社は平成19年2月に設立)
- 平成20年7月に重点的撤去区域を指定
- 平成20年10月に大野川の**係留施設開業**

④.広島県・太田川水系

平成8年当時、三水域(河川・港湾・漁港)には3,889隻の不法係留船(放置艇)があった。1つの水域における対策では難しいため、三水域で協力し、保管施設の設置と規制を連携して実施し、平成18年には三水域の不法係留船(放置艇)は2,300隻となっている。



重点的撤去区域の設定

- 第一次 重点的撤去区域(平成10年)
- 第二次 重点的撤去区域(平成13年)
- 第三次 重点的撤去区域(平成16年)
- 第四次 重点的撤去区域(平成19年)

※図中の重点的撤去区域の位置は模式図として記述のためズレがある

A係留施設

観音マリーナ(港湾整備)

640隻収容可能
(平成9年整備)

B係留施設

ポートパーク広島(PFI事業)

1080隻収容可能
(平成19年整備)

※港湾区域にある
貯木場を活用



- 平成9年にプレジャーボート対策に関する県の条例が制定されるとともに、**三水域が連携して対策を実施**することとなった。
- 河川では、平成9年度に打ちだされた**不法係留船に関する通達を踏まえ、段階的に重点的撤去区域を指定**してきた。
- 不法係留船の受け入れは**河川内だけでは対応できないことから、港湾や漁港に整備された係留施設に誘導**していた。
- 平成19年に河口部（河川と港湾の重複区域）にある、貯木場水域を活用し、**PFI事業によるマリーナが設置**されることを踏まえ、**河川全体に重点的撤去区域を指定し、良好な水面環境をつくりだしている。**

出水によりプレジャーボートが流出した状態



名称	P B 収容隻数	運営	主要整備主体	整備年	年間保管料
①観音マリーナ	640隻	指定管理者	県・港湾	平成9年	34万円
②五日市PBS	156隻	指定管理者	県・港湾	平成10年	18万円
③坂PBS	24隻	指定管理者	県・港湾	平成12年	18万円
④五日市暫定係留施設	65隻	指定管理者	県・港湾	平成14年	10万円
⑤廿日市暫定係留施設	98隻	指定管理者	県・港湾	平成14年	10万円
⑥廿日市BP	550隻	指定管理者	県・港湾	平成15年	18万円
⑦五日市FA	386隻 (703隻)	指定管理者	県・漁港	平成18年 (最終整備)	12万円
⑧ポートパーク広島 (PFI事業)	521隻 (1080隻)	民間・ PFI事業	民間/ 県・港湾	平成19年 (最終整備)	22万円
⑨御幸松BP	(100隻)	(指定管理者)	(県・港)	(計画中)	—
⑩太田川河川マリーナ	(350隻)	(3セク)	(国/広島)	(計画中)	—
合計	2440隻 (3766隻)			平成19年時 (最終整備)	

PBS=プレジャーボートスポット(港湾事業の1つの名称) BP=ポートパーク(港湾事業の1つの名称)

FA=フィッシャリーナ(漁港事業の1つの名称)

PFI=民間資金を利用して民間に施設整備とサービスの提供をゆだねる手法によって整備されたマリーナ

年間保管料は、平成18年当時の7.5m程度のプレジャーボートの費用（五日市FAは値上げの意向）

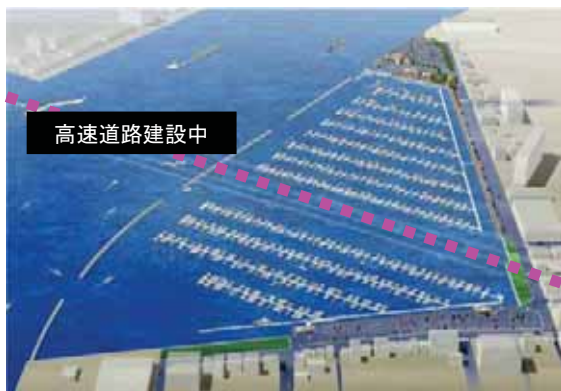
観音マリーナ



マリーナの周辺は公園と商業施設(レストラン・遊園地など)が設けられている



ポートパーク広島(PFI事業)



全体完成図(1080隻)



平成19年開設時(521隻)



係留状況

3. 平成21年7月24・26日の出水 による影響について

遠賀川で記録的な豪雨

○遠賀川流域で総降水量約500mm以上を記録

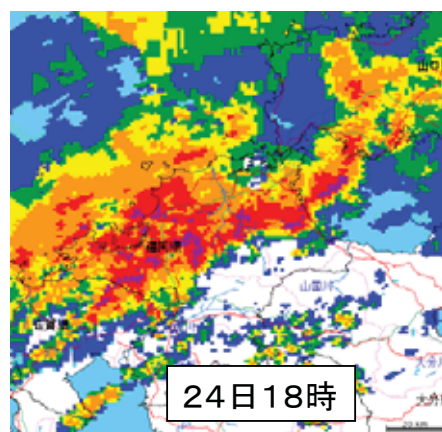
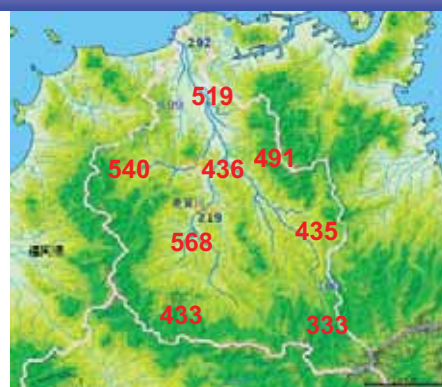
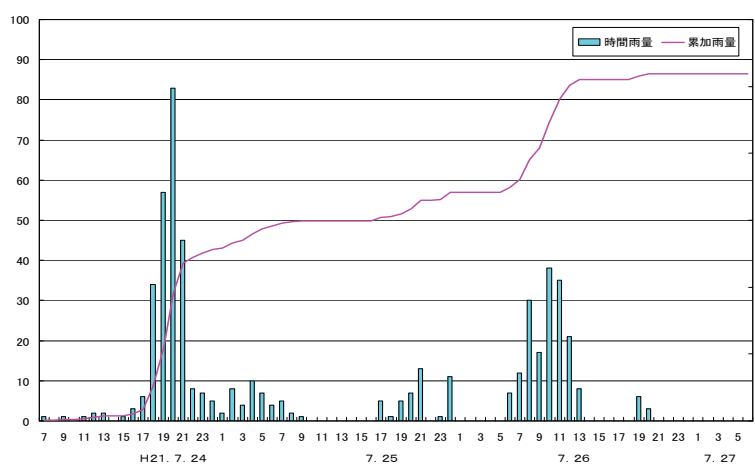
○飯塚雨量観測所(气象台)

1時間98mm、3時間で212mmの豪雨

○宮田雨量観測所(国)

1時間82mm、3時間204mmの豪雨

川島雨量観測所(飯塚市)の降水量



遠賀川の水位は記録を更新

○計画高水位超過

唐熊、野面水位観測所

○氾濫危険水位超過

川島、日の出橋、宮田橋水位観測所

○既往最高水位を更新

唐熊、宮田橋、野面、木月水位観測所



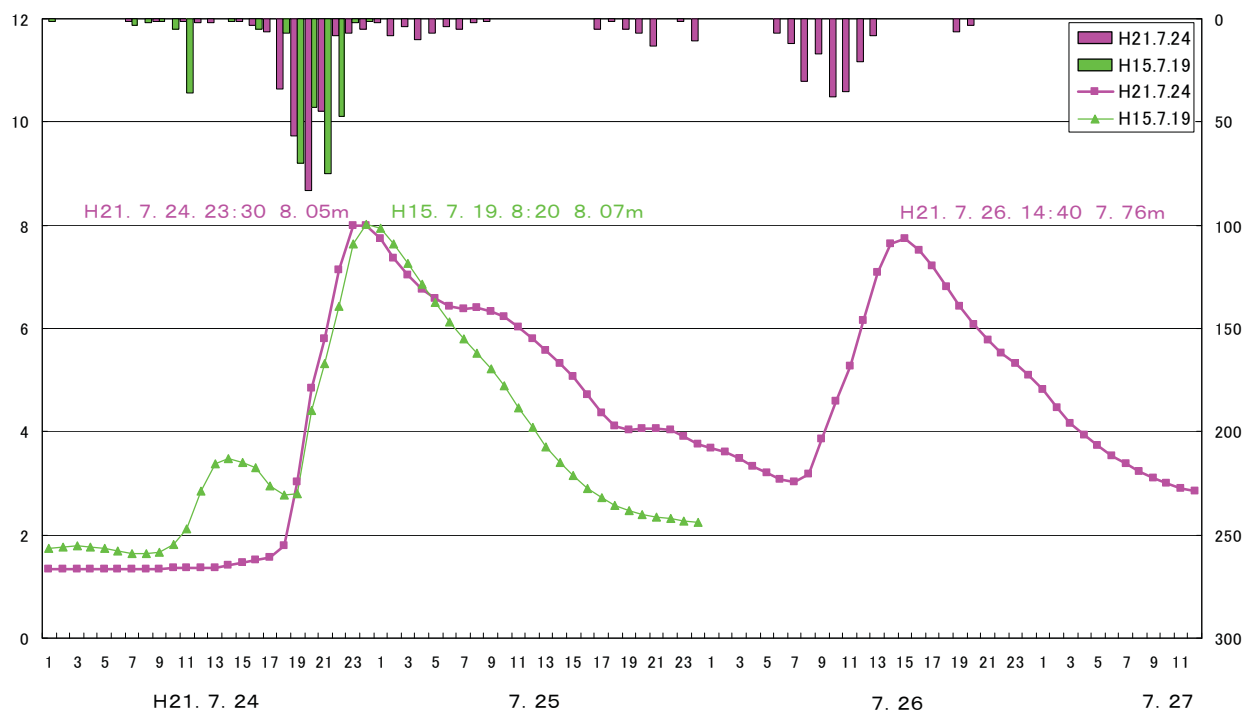
平成21年7月24～26日出水 水位概要(24日～26日)

水系名	河川名	観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画水位(m)	既往最高水位		平成21年7月24日出水				既往最高水位との比較(m)	
								年月日	水位(m)	日	時分	ピーク水位(m)			
遠賀川	遠賀川	川島	2.300	3.600	4.700	5.400	6.086	H15.7.19.6:50	5.92	26日	13:20	5.46	-0.460		
		勤六橋	3.800	5.200	-	-	7.776	H15.7.19.8:00	7.14	24日	23:20	7.14	0.000	同位	
		日の出橋	4.600	5.900	7.100	7.700	8.462	H15.7.19.8:20	8.07	24日	23:30	8.05	-0.020		
		唐熊	-	-	-	-	7.515	H15.7.19.9:00	7.43	24日	23:50	7.58	0.150	更新	
	中間	2.400	3.700	5.000	5.400	6.208	S28.628.9:00	5.37	25日	0:10	4.89	-0.480			
	彦山川	中島	3.700	5.000	-	-	7.797	H15.7.19.7:50	7.16	24日	23:10	7.13	-0.030		
		伊田	1.600	2.800	3.600	4.000	5.426	S55.830.15:00	4.63	26日	14:40	2.34	-2.290		
	穂波川	秋松橋	3.000	4.200	5.400	-	6.471	H15.7.19.6:00	6.84	26日	12:50	5.09	-1.750		
	中元寺川	春日橋	2.000	3.100	3.700	-	5.187	S58.7.5.5:00	4.09	24日	21:20	2.58	-1.510		
	金辺川	夏吉	2.100	3.100	3.700	-	4.989	H15.7.19.6:20	4.82	24日	21:20	4.67	-0.150		
	犬鳴川	宮田橋	4.000	5.500	5.700	5.900	7.173	H11.629.11:20	6.35	24日	21:30	6.84	0.490	更新	
	八木山川	生見	1.800	2.300	2.700	-	4.195	-	4.30	24日	21:30	4.11	-0.190		
	笹尾川	野面	2.000	2.400	2.700	-	2.942	H15.7.11.19:00	2.80	24日	20:00	3.00	0.200	更新	
西川	木月	1.500	2.300	3.000	-	-	H11.629.11:10	2.42	24日	21:30	2.43	0.010	更新		

※今回の出水にて、2観測所(唐熊、野面)で計画高水位を超え、4観測所(唐熊、宮田橋、野面、木月)にて過去最高水位を記録!

H15.7.19洪水と同規模洪水が2回発生

遠賀川 平成21年7月24～26日出水 日の出橋水位観測所－川島雨量観測所(H15出水比較)





7.25撮影
小竹工業団地付近

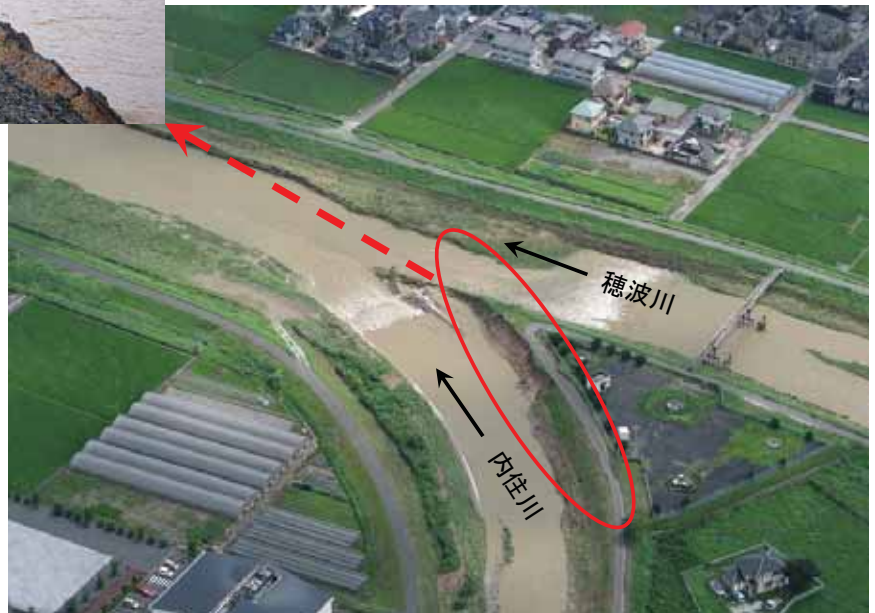


7.25撮影
遠賀川左岸24k付近
小竹地区ではJR線が冠水



被災状況

7.25撮影
支川穂波川左岸3k200付近
内住川太郎丸地区被災状況





7.25撮影 遠賀川・彦山川合流点



7.25撮影 遠賀川・笹尾川合流点

遠賀川河口堰全開状況： H15. 7月以来（7. 25撮影）





7. 24撮影
直方市駅前商店街浸水状況



7. 26 撮影
支川中元寺川右岸3k付近
大隈地区被災状況

平成21年7月24～26日の西川の状況について

2箇所の水位観測所の結果

最高水位

下流(祇園橋観測地点)

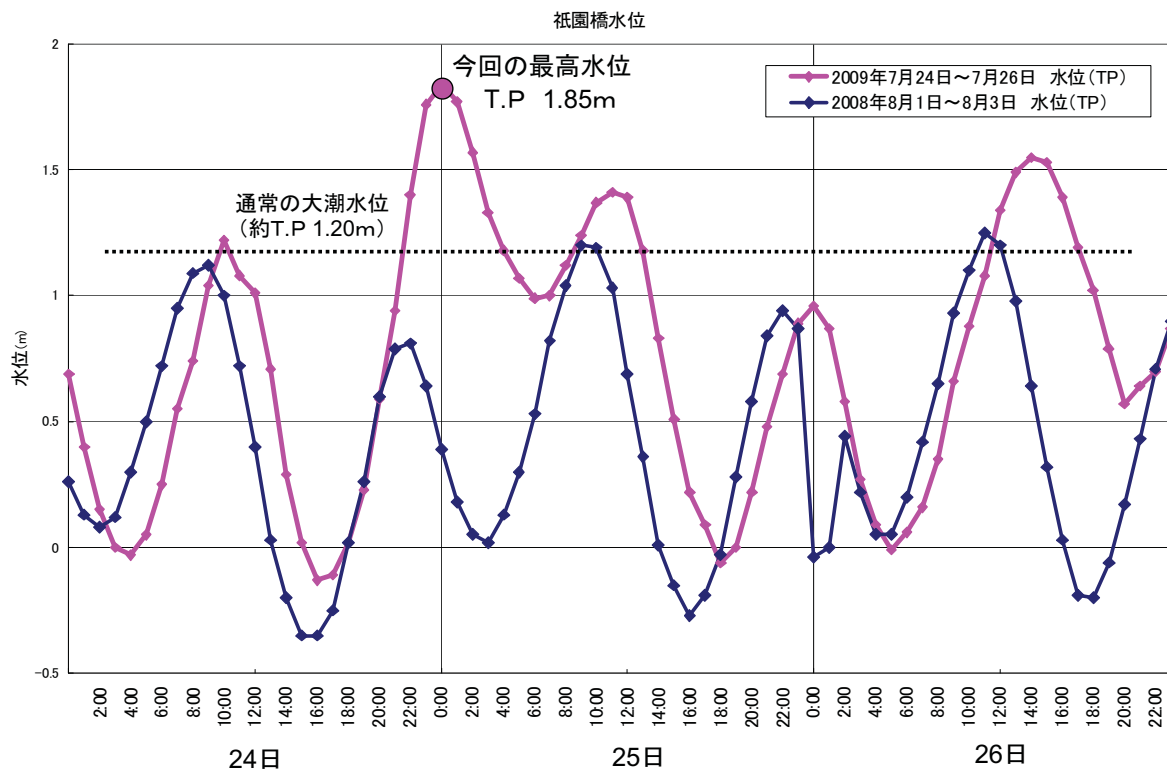
25日 0時40分 T.P 1.85m

上流(木月観測地点)

24日 21時30分 T.P 2.73m

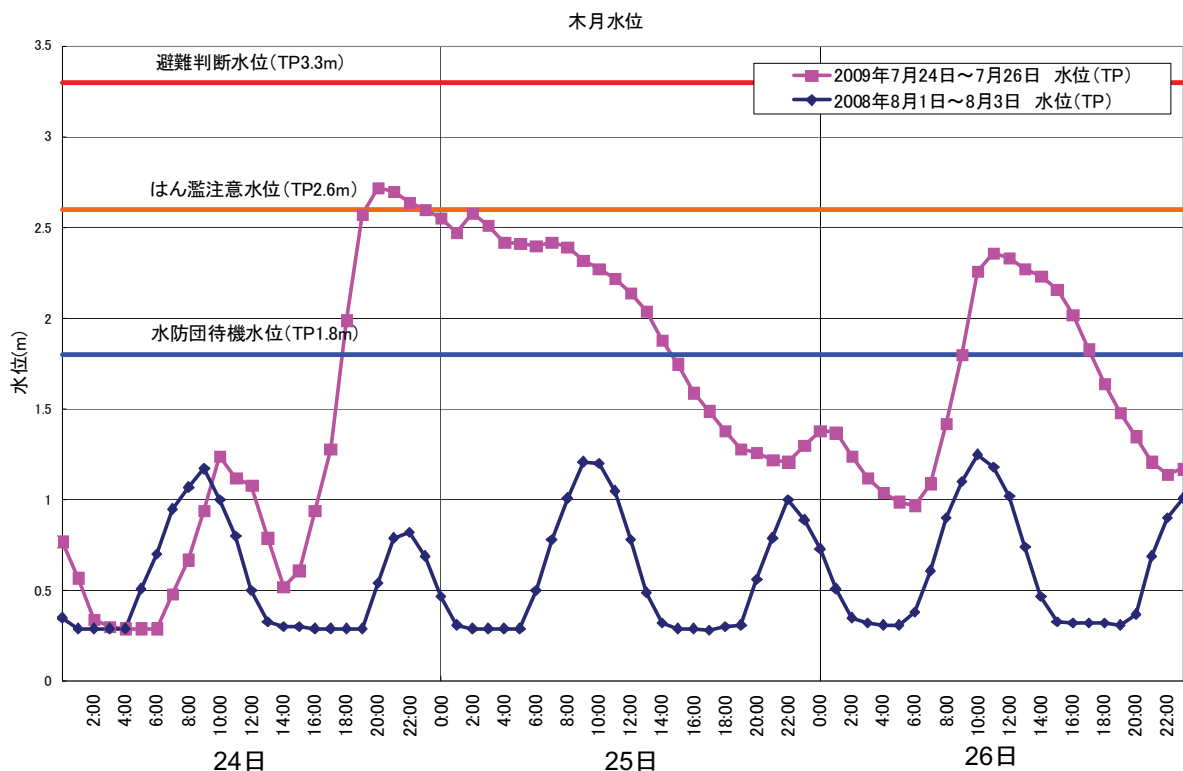


西川下流・祇園橋観測地点の水位変化



通常の大潮よりも65cm程度水位が高い また、潮が引いても水位が下がっていない

西川上流・木月観測地点の水位変化



20時～24時までの4時間「はん濫注意水位(2.6m)」を超えている



島津橋下流左岸の浮遊物の状況

→浮遊物に押され船舶が傾く恐れがある



係船柱が船底に刺さり
穴があいている

西川・右岸2.3km付近

水位が上昇し、船舶が高水敷に乗り上げ船底に穴があき、沈船化する恐れがある



西川・右岸0.1km付近



西川・左岸1.1km付近



引き上げ途中でオイル漏れが見られたため中和剤を散布しながら作業を実施



西川右岸における沈船の引き上げ作業(平成21年8月10日)

→所有者が沈船を引き上げている状況

不法係留船がもたらす主な問題点

◇治水上の問題

1.船舶の流出による二次災害の発生

(護岸の損傷、橋梁部でのせき上げ等)

2.河川の流下能力の低下および洗掘の恐れ

◇環境上の問題

3.生活環境への悪影響 (騒音、迷惑駐車、ゴミの投棄など)

4.自然環境への悪影響 (沈船による油流出による水質悪化など)

◇河川利用上の問題

5.水際線の私物化(不法占用)